

指定介護予防支援事業所の指定更新について

1 対象事業所

令和8年3月31日で指定有効期間が満了になる以下3か所の事業所について、根拠法令等に基づき指定更新の手続きをした。

事業所名	法人名
東部	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団
中央	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会
西部	社会福祉法人フロンティア

2 指定更新日

令和8年4月1日

3 指定有効期間

令和8年4月1日～令和14年3月31日

※ 菊かおる園、アトリエ村、ふくろうの杜、豊島区医師会、いけよんの郷は、令和12年3月31日までが指定有効期間のため、今回は手続き不要。

《参考》根拠法令等

介護保険法

(指定の更新)

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(準用)

第115条の31 第70条の2の規定は、第58条第1項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(介護予防サービス計画費の支給)

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

豊島区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

(指定の更新の申請)

第6条 法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2第1項並びに第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、厚生労働大臣が定める様式による指定更新申請書に、区長が別に定める書類を添付して行うものとする。